

佐倉市狂犬病予防注射済票等交付及び公金事務委託に関する取扱要領

(目的)

第1条 この要領(以下「佐倉市狂犬病予防手数料公金事務委託要領」という。)は、地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号。以下「法」という。)第243条の2第1項の規定により、犬の所有者(以下「飼い主」という。)から徴収する犬の登録手数料及び狂犬病予防注射済票交付手数料(佐倉市手数料条例(平成12年佐倉市条例第8号)別表第1第29項及び第30項関係。以下「狂犬病予防手数料」という。)の公金事務を指定公金事務取扱者に委託することについて必要な事項を定めるものとする。

(受託者の資格)

第1条の2 佐倉市狂犬病予防手数料公金事務委託要領による委託契約(以下単に「委託契約」という。)の相手方となる資格は、次のとおりとする。

- (1) 診療施設(獣医療法(平成4年法律第46号)第3条の規定により千葉県知事に届け出されたものをいう。)を有する者
- (2) 往診のみによって飼育動物の診療の業務を自ら行う獣医師及び往診のみによって獣医師に飼育動物の診療の業務を行わせる者(獣医療法(平成4年法律第46号)第7条の規定により、その住所を診療施設とみなして、同法第3条の規定により千葉県知事に届け出されたもの。)

(委託業務)

第2条 市長は、狂犬病予防手数料の公金事務(以下単に「公金事務」という。)のほか、次の各号に掲げる業務を委託する。

- (1) 犬の鑑札(狂犬病予防法(昭和25年法律第247号。以下「法」という。)第4条第2項関係)及び愛犬手帳の交付事務
 - (2) 狂犬病予防注射済票(以下「注射済票」という。法第5条第2項関係)の交付事務
 - (3) 犬門標(千葉県動物の愛護及び管理に関する条例(平成26年千葉県条例第42号)関係)の交付事務
 - (4) 収受した申請書の取りまとめ事務及びその適正管理
- 2 受託者は、公金事務の取扱期間(第7条第10項の報告及び同条第12項の

払込みに要する処理期間を含まない。以下同じ。以下単に「取扱期間」という。) 中、他の獣医師が発行した注射済証(法施行規則(昭和25年厚生省令第52号)別記様式第4)又は犬の輸入検疫證明書(犬等の輸出入検疫規則(平成11年農林水産省令第68号)別記様式第5号の1)を添えて飼い主から犬の登録申請又は注射済票交付申請があった場合は、市へ直接その手続を行うよう案内するものとする。

3 前項の規定は、受託者が第1項の業務を行うことを妨げるものではない。

(委託しない業務等)

第3条 市長は、受託者に公権力の行使に相当する業務は委託しない。

2 受託者が獣医師法第20条に規定する保健衛生の指導を適切に行ったにとかかわらず、飼い主が犬の登録申請又は注射済票交付申請を行わなかつたとしても、当該受託者は、そのことによっては法律上の責めを負わない。

3 佐倉市財務規則(平成元年佐倉市規則第6号。以下「財務規則」という。)

第32条の公金の納入の通知については、市長が法第243条の2第2項の告示、市の広報紙及びインターネット・ウェブサイト上で包括的に掲載することをもって納付書の交付に代える。

(受託申請の手続)

第4条 受託者になることを申し出る者(以下「申出者」という。)は、指定公金事務取扱者指定に係る申出書(別記様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出するものとする。

(1) 個人情報保護に関する誓約書

(2) 申出者が旧氏又は通称名を用いて公金事務を取り扱うことを希望する場合は、当該旧氏又は通称名が併記された農林水産大臣発給の獣医師免許証の写しを添付しなければならない。

2 前項の規定にとかかわらず、申出者が既に指定公金事務取扱者の指定を受けている場合は、佐倉市狂犬病予防手数料の公金事務受託申出書(別記様式第1号の2)に前項各号に掲げる書類を添付して市長に提出するものとする。

(委託契約)

第5条 市長は、前条第1項の申出があった場合は、財務規則第54条第2項の

規定により会計管理者と協議を行い、その結果、申出の内容を適當と認めたときは、別に定める様式により申出者と委託契約を締結する。

- 2 市長は、前条第2項の申出があった場合において、申出の内容を適當と認めたときは、別に定める様式により申出者と委託契約を締結する。
- 3 受託者の委託業務の取扱期間は、受託者との協議により決定する。

(犬の鑑札等の管理)

第6条 市長は、受託者に対し、犬の鑑札、注射済票、犬門標及び交付事務に必要な物品を引き渡す。

- 2 受託者は、第1項の規定により市長から引を受けた犬の鑑札、注射済票を適正に保管するものとし、万が一、紛失したときは、犬の鑑札等紛失報告書（別記様式第7号）により直ちにその旨を市長に報告しなければならない。
- 3 受託者は、第1項の規定により市長から引を受けた犬の鑑札又は注射済票に不足が見込まれる場合は、おおむねその1週間前までに犬の鑑札・狂犬病予防注射済票の追加引渡依頼書（別記様式第2号の2）を市長に提出するものとする。

(委託業務の処理方法等)

第7条 公金事務に関する受託者の処理方法は、市の収納出納員による直接収納の例によるものとし、財務規則に準拠して正確に行なうものとする。

- 2 受託者が飼い主に交付する領収書は、当該受託者の名義で作成したものとする。
- 3 受託者が犬の鑑札及び注射済票の同時交付を行う際は、「犬の登録申請書（個別）」に必要事項の記載（電子データへの入力を含む。以下同じ。）を求めた上、飼い主から犬の登録手数料として1頭につき3,000円及び注射済票交付手数料として1件につき550円の合計3,550円を一括して収納するものとする。
- 4 受託者が注射済票の交付を行う際は、「狂犬病予防注射済票交付申請書」に必要事項の記載を求めた上、飼い主から注射済票交付手数料として1件につき550円を収納するものとする。
- 5 受託者が飼い主から犬の登録事項の変更の申出を受けた際は、「犬の登録事項変更届出書」への記載を求めるものとする。

- 6 前項の規定は、飼い主が市から送付した狂犬病予防注射の案内状を持参している場合、当該案内状に朱書きで変更内容を明記することで省略するものとする。
- 7 第5項の申出において、飼い犬の所在地が市外から変更されている場合は、従前の所在地を管轄する市区町村長から交付を受けた犬の鑑札を添付させ、「犬の登録事項変更届出書」の余白にテープで貼付した上で収受し、無償で犬の鑑札を交換交付するものとする。
- 8 前項の場合において、紛失その他の事由によって飼い犬の従前の所在地を管轄する市区町村長から交付を受けた犬の鑑札を添付することができない旨の申出を受けたときは、第4項に規定する手続は行わず、犬の鑑札再交付申請とともに市へ直接注射済票交付申請をするよう案内するものとする。
- 9 第5項から第8項までの規定にかかわらず、受託者が、マイクロチップが装着された犬であって、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第39条の5第1項の登録を受けた犬の飼い主又は当該犬に係る同条第4項の登録証明書とともに譲り受けた犬の飼い主から当該犬の登録事項の変更の申出を受けた際は、同法第39条の6の変更登録を受けるよう案内するものとする。
- 10 受託者が飼い主から狂犬病予防手数料を収納した際は、その都度、出納簿（別記様式第3号及び第3号の2）に記載（電子データへの入力を含む。以下同じ。）するとともに、収受した申請書を犬の鑑札又は注射済票の番号順にしたがって整理し、その経理を明らかにするものとする。
- 11 受託者は、収納した狂犬病予防手数料を月単位で取りまとめ、収受した申請書及び注射済証を添えて、その締日から10日以内（その最終日が佐倉市の休日に関する条例（平成元年佐倉市条例第13号）第1条の市の休日に当たる場合は、その翌日とする。以下同じ。）に月次収納報告書（兼公金事務委託手数料請求書）（別記様式第4号）により市長に郵送又は持参で報告しなければならない。
- 12 前項の注射済証の添付は、収受した申請書（第3条第3項及び同条第4項の規定により収受したものと除く。）の余白に、注射済証と同等の内容を具備した日付スタンプ（別記様式第5号）を押印することで省略できるものとする。
- 13 市長が第11項の報告を受けた際は、内容を精査した上、適正であると認めたときは、受託者があらかじめ指定したメールアドレスに電子メールにより

納付書を送信し、市が事前に交付するミシン目入り用紙に印刷して市の指定金融機関、収納代理金融機関又は収納出納員（土曜日又は日曜日に払込みを行おうとするときは、佐倉市民サービスセンター又は西志津市民サービスセンターに所属するものに限る。）へ現金又は持参人払式の小切手で10日以内に払込みを行うよう当該受託者に請求する。

14 受託者は、取扱期間の満了日から10日以内に未交付の犬の鑑札及び注射済票を市長に返還しなければならない。

（飼い主が狂犬病予防注射の案内状を持参していない場合の取扱方法）

第8条 受託者は、飼い主が登録済の犬であると主張する犬について注射済票交付申請があった場合において、狂犬病予防注射の案内状の提示がなかったときは、当該受託者が自ら管理する飼育動物の診療簿その他のデータベース又は飼い主が持参する犬の鑑札若しくは過年度に交付済の注射済票により市に登録済みの犬であることが確認できる場合のみ、「狂犬病予防注射済票交付申請書（予防注射案内状持参なし）（別記様式第6号）」へ記載を求め、前条第4項の手続を行うことができるものとし、登録済みであるか判明しない場合は市へ直接その手続を行うよう案内するものとする。

2 受託者は、自ら管理する飼育動物の診療簿その他のデータベース上に鑑札番号を記録し、同一飼い主による次回の注射済票交付申請に備えるよう努めるものとする。

（公金事務委託手数料）

第9条 市長は、予算の範囲内において、受託者が収納した公金の取扱件数に応じ、犬の登録手数料1件につき100円、注射済票交付手数料1件につき100円の単価を乗じて算出した金額に10パーセント（消費税及び地方消費税の額）を加算した金額を当該受託者に公金事務委託手数料として支払う。

2 公金事務委託手数料の支払方法は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第164条第4項の繰替払とする。

（会計検査）

第10条 受託者は、法第243条の2第8項の規定により、公金事務の状況について、定期及び臨時に会計管理者の検査を受けなければならない。

(届出義務等)

- 第11条 受託者は、委託契約を解除しようとする場合又はやむを得ない事情により公金事務及び第2条第1項各号に掲げる業務に従事することができなくなった場合は、未交付の犬の鑑札及び注射済票を添えて、速やかに市長に届け出なければならない。
- 2 受託者は、その住所若しくは氏名又は診療施設の所在地若しくは名称に変更があった場合は、速やかに市長に届け出なければならない。
- 3 前二項の届出（診療施設を有する者がその住所のみを変更した旨のものを除く。）があった場合において、市長は、その旨を告示する。

(その他)

- 第12条 委託契約に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則（令和4年1月21日決裁佐生環第590号、同年2月1日更正決裁佐生環第590号の2）

この要領は、令和4年1月24日から施行する。ただし、第7条第1項の規定は、同年3月1日から施行する。

附 則（令和4年3月15日決裁佐生環第693号）

改正後の要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年12月28日決裁佐生環第575号）

改正後の要領は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年12月25日決裁佐生環第730号）

改正後の要領は、令和6年12月25日から施行する。

附 則（令和8年1月21日決裁佐生環第791号）

改正後の要領は、令和8年1月21日から施行する。

別記
様式第1号（第4条関係）

年 月 日

(宛先) 佐倉市長

住所又は所在地

商号又は名称

代表者職・氏名

指定公金事務取扱者指定に係る申出書

地方自治法第243条の2に規定する指定公金事務取扱者の指定を受けたいので、地方自治法施行規則第12条の2の12の規定により申し出ます。

公金事務の委託を受けようとする 歳入又は歳出の種類	畜犬登録手数料	
公金事務の委託を受けようとする 歳入又は歳出の金額	畜犬登録手数料徴収額	
指定を受けようとする日	年 月 日	
診療施設の名称・所在地	名 称： 所在地：	
取扱希望期間	年 月 日 から 年 月 日	
取扱希望期間内の狂犬病予防注射の見込み件数 (佐倉市内で飼育されている犬に対するものに限る。)		件
担当者 職氏名		
担当者 連絡先	電 話： e-mail：	
添付書類 (1) 個人情報保護に関する誓約書 (2) 旧氏又は通称名の使用希望がある場合は、当該旧氏又は通称名が併記された農林水産大臣発給の獣医師免許証の写し		

指定公金事務取扱者の指定を受けることを申し出るにあたり、当方の状況について以下のとおり自己チェックしました。

記

【指定公金事務取扱者の要件】

質問		回答 (該当に○)
①	徴収若しくは収納又は支出事務を適切かつ確実に遂行できる財産的基礎を有している。	はい・いいえ
②	その人的構成等に照らして、徴収若しくは収納又は支出事務を適切かつ確実に遂行することができる知識又は経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有している。	はい・いいえ
③	法人にあっては法人税並びに消費税及び地方消費税、個人にあっては所得税並びに地方消費税の滞納がない。	はい・いいえ

様式第1号の2（第4条第2項関係）

年　月　日

(宛先) 佐倉市長

住所又は所在地

商号又は名称

代表者職・氏名

佐倉市狂犬病予防手数料の公金事務受託申出書

佐倉市狂犬病予防手数料の公金事務の委託を受けたいので、佐倉市狂犬病予防注射済票等交付及び公金収納事務委託に関する取扱要領（令和8年1月21日決裁佐生環第791号）第4条第2項の規定により申し出ます。

指定公金事務取扱者の指定を受けた日	年　月　日	
指定公金事務取扱者の指定を受けた歳入又は歳出	畜犬登録手数料	
診療施設の名称・所在地	名 称： 所在地：	
取扱希望期間	年　月　日　から 年　月　日	
上記取扱希望期間内の狂犬病予防注射の見込み件数 (佐倉市内で飼育されている犬に対するものに限る。)		件
担当者 職氏名		
担当者 連絡先	電 話： e-mail：	
添付書類 (1) 個人情報保護に関する誓約書 (2) <u>旧氏又は通称名の使用希望がある場合は、当該旧氏又は通称名が併記された農林水産大臣発給の獣医師免許証の写し</u>		

添付書類（1）

個人情報保護に関する誓約書

業務名 佐倉市狂犬病予防注射済票等交付及び公金事務委託に関する取扱要領
による委託

期 間 年 月 日 から 年 月 日

上記業務遂行に際し佐倉市情報セキュリティポリシーに基づき次の事項を遵守することを誓約いたします。

- 1 佐倉市の情報処理等の業務にあたり情報の秘密保護を図り、善良なる管理者の注意をもって管理し、外部への漏洩、滅失及び損を防止いたします。
- 2 業務遂行中は、もちろん業務終了後といえども、業務遂行過程で知り得た佐倉市情報（業務に従事した時点で既に公知の情報を除く。以下「機密情報」という。）を第三者に開示又は漏洩しません。
- 3 機密情報及び機密情報が記録された関係資料及び記録媒体（以下「機密資料・媒体」といいう。）を佐倉市の依頼業務を遂行する目的以外のために使用しません。
- 4 機密資料・媒体を佐倉市の指定した作業場所以外には持ち出しません。
- 5 業務終了後は、佐倉市の依頼業務を遂行するにあたり、使用し、作成し、又は管理していた一切の機密資料・媒体を速やかに佐倉市に返還します。
- 6 本誓約に違反して佐倉市に損害を与えた場合には、佐倉市に対してその損害を賠償します。

業務従事予定者

職	氏名	職	氏名

年 月 日
(宛先) 佐倉市長
住所又は所在地
商号又は名称
代表者職・氏名

診療施設の所在地
診療施設の名称

犬の鑑札等紛失報告書

年　月　日

(宛先) 佐倉市長

住所又は所在地

商号又は名称

代表者職・氏名

診療施設の所在地

診療施設の名称

犬の鑑札等の紛失について、下記のとおり報告します。

記

1. 紛失発見年月日

年　月　日

2. 紛失枚数

犬の鑑札	注射済票
枚	枚

様式第2号の2（第6条第3項関係）

犬の鑑札・狂犬病予防注射済票の追加引渡依頼書

年　月　日

(宛先) 佐倉市長

住所又は所在地

商号又は名称

代表者職・氏名

診療施設の所在地

診療施設の名称

さきに引渡しを受けた犬の鑑札・狂犬病予防注射済票が不足する見込みにつき下記のとおり追加引渡しを依頼します。

記

1. 受領済の犬の鑑札・狂犬病予防注射済票の枚数

犬の鑑札	注射済票
枚 (年度第 号～第 号)	枚 (年度第 号～第 号)

2. 追加で引渡しを受けたい犬の鑑札・狂犬病予防注射済票の枚数

犬の鑑札	注射済票
枚	枚

※ 市記入欄

犬の鑑札	注射済票
枚 (年度第 号～第 号)	枚 (年度第 号～第 号)

出納簿

鑑札・注射済票	診療施設の名称		
	取扱期間	年 月 日	～ 年 月 日

No	収納 月日	犬の名前	収納 手数料	鑑札番号／注射済票番号
1				/
2				/
3				/
4				/
5				/
6				/
7				/
8				/
9				/
10				/
11				/
12				/
13				/
14				/
15				/
16				/
17				/
18				/
19				/
20				/

3,550円 × _____ 件 = _____ 円

出納簿

注射済票	診療施設の名称	取扱期間	年月日～年月日
------	---------	------	---------

No	収納 月日	鑑札番号※ (又は前年度の注射済票番号)	犬の名前	収 納 手数料	注射済票番号
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					

手数料 550円 × _____ 件 = _____ 円

※鑑札番号は、特例制度に基づきマイクロチップ登録された犬については、その番号

月次収納報告書（兼公金事務委託手数料請求書）

(宛先) 佐倉市長

年　月　日

住所又は所在地

商号又は名称

代表者職・氏名

印

佐倉市狂犬病予防注射済票等交付及び公金事務委託に関する取扱要領（令和8年1月21日決裁佐生環第791号）第7条第11項の規定により、申請書類を添えて下記のとおり報告します。

記

1. 診療施設の所在地

診療施設の名称

2. 収納期間

年　月　日～　年　月　日

3. 収納手数料額

	犬の登録手数料	注射済票交付手数料	計
件数	件	件	③ 件
1件あたりの手数料	3,000円	550円	
収納額	① 円	② 円	④ 円

内訳は、出納簿の写しのとおりです。

4. 請求額

$$\boxed{③} \text{ 件} \times 100 \text{ 円/件} \times 1.10 = \boxed{⑤} \text{ 円}$$

(消費税及び地方消費税の相当額)

5. 払込額

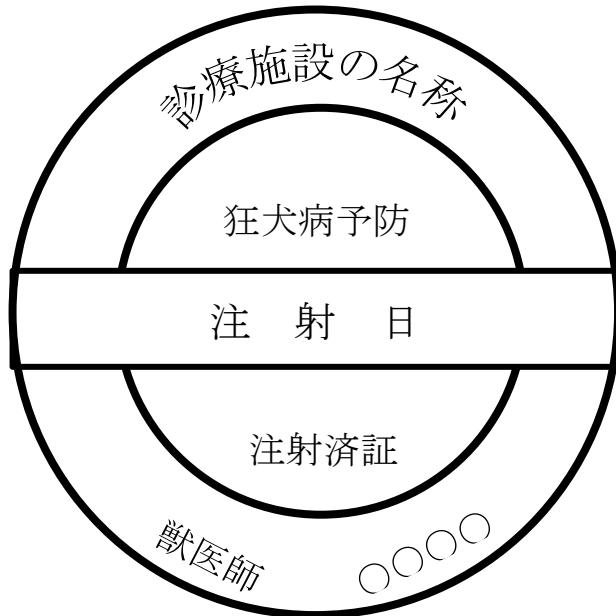
$$\boxed{④} \text{ 円} - \boxed{⑤} \text{ 円} = \boxed{\quad} \text{ 円}$$

下記の記載があるものは押印省略可

本件責任者	氏名：	連絡先：
本件担当者	氏名：	連絡先：

様式第5号（第7条第12項関係）

注射済証に代わる日付スタンプ（ひな型）



注意点

- 1 診療施設の名称、「獣医師」の肩書、獣医師名、「狂犬病予防注射済証」の文言及び注射日が含まれること。
- 2 獣医師の氏名はフルネームとする。（通称名でもよい。）
- 3 注射日の表記は西暦、元号を問わない。

狂犬病予防注射済票交付申請書（予防注射案内状持参なし）

狂犬病予防注射を受けさせた日： 年 月 日
(宛先) 佐倉市長

所有者
住 所 〒285-

フリガナ

氏 名

電話番号
(法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地)

狂犬病予防法第5条第2項の規定により、狂犬病予防注射済票の交付を次のとおり申請します。

1. 交付注射済番号（太枠内を記入してください）

犬の名	鑑札番号※	注射済票番号

※鑑札番号欄には、受託者が自ら管理する飼育動物の診療簿その他のデータベース又は飼い主が持参する犬の鑑札により確認した鑑札番号（特例制度に基づきマイクロチップ登録された犬については、その番号）、若しくは過年度に交付済の注射済票により確認した注射済票番号を記載する。